

平成26年度
第2回 常総市文化芸術審議会

日時：平成27年3月25日(水)
午後2時～
場所：生涯学習センター 会議室2

会議次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 案

議案第1号 常総市文化芸術振興計画に関する答申（案）について 資料1

4. その他

5. 閉 会

目 次

資料1

第1章 計画策定にあたり	1
(1) 計画の趣旨・目指すべき姿	1
(2) 文化芸術の枠組み	2
(3) 基本理念	2
第2章 アンケート調査結果にみる課題	3
第3章 施策	5
(1) 基本方針	5
(2) 施策	5
参考資料	10
(1) 常総市文化芸術振興条例	10
(2) 常総市文化芸術審議会規則	12
(3) 常総市文化芸術審議会委員名簿	13
(4) 市民アンケート結果について	14

第1章 計画策定にあたり

(1) 計画の趣旨及び目指すべき姿について

文化芸術は、人々の心を育み、生活に張りをあたえるものです。また、培われてきた伝統的な文化芸術を継承、発展させ、さらに新たなものを創造していくことは、各個人に課された重要な役割でもあります。特に国及び地方公共団体においては、文化芸術活動をする者の自主性を尊重しつつも、その支援を積極的に行い、文化芸術活動に関する環境を整えることをもって、国民及び市民等の文化芸術への興味関心による活動を遅滞なく後押しすることが望まれます。

しかし近年、家族構成の変化や情報化の進行等による市民ニーズの多様化が進み、既存の体制では、その希望に応えきれていないのが実情です。伝統的な文化芸術の継承においては、多くの活動団体にとって頭を悩ませる共通の問題となっており、資金面や活動場所等、その他の課題も多くあります。また、文化芸術は、伝統的なもののみではなく、日々新しく誕生するものです。しかし、新しい文化芸術の誕生には、柔軟な発想力や多くの情報等の土壌が必要であり、継続に際しても様々な課題にあたります。その受け入れ体制等は、まだまだ整っておらず、新しい文化芸術が生まれ成長する環境の整備が必要です。

我が国では、平成13年12月、文化芸術の振興により、心豊かな国民生活及び活力ある社会実現に寄与することを目的として「文化芸術振興基本法」が施行されました。基本法のなかにも国及び地方公共団体の責務が定められており、茨城県でも平成16年3月に「いばらき文化振興ビジョン」を策定し、茨城県における文化のより一層の振興を図るための理念、方向性を示しています。わが市でも、平成24年6月に「常総市文化芸術振興条例」が策定され、より一層の文化芸術の振興が期待されているところです。

常総市文化芸術振興条例では、目指すべき姿を、「文化芸術の香りあふれるまち」、「全ての市民が心豊かに暮らせるまち」としています。市全体が文化芸術につつまれ、居住地や生活形態に関わらず、全ての市民が自然に文化芸術を享受し、より興味を持ち、望めば自ら参加できる姿です。

しかし、文化芸術は広く捉えると生活文化や歴史まで及ぶものであり、全ての人や様々な文化芸術を対象にすることは簡単ではありません。また、平成18年に合併した常総市では、いまだ旧市域、旧町域が各活動範囲として根強く残っていることも、常総市の文化芸術の振興を難しくしています。それらを解消し、目指すべき姿を実現するために、常総市の文化芸術振興の基準となる、実効性のある指針や計画の策定が求められています。

(2) 文化芸術の枠組み

前述の通り、文化芸術は、捉え方によっては生活文化や地域の歴史まで含む幅広い分野です。より実効性のある計画策定のためには、振興の対象とする範囲を定める必要があります。

文化芸術振興基本法では、「芸術の振興」「メディア芸術の振興」「伝統芸能の継承及び発展」「芸能の振興」「生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及」「文化財等の保存及び活用」「地域における文化芸術の振興」「国際交流の推進」をあげており、常総市の文化芸術振興においても重要なポジションにある基本的な対象です。

それに加え、常総市の文化芸術には、「新しい文化芸術の創造及び振興」「文化資源としての普及及び活用」を対象に含める必要性があります。現在の常総市では、新しい文化芸術を始めることは難しく、触れる機会も少ない状況です。また、文化芸術を身近なものとし、恒常的に振興してゆくためには、文化を資源と捉え、多くの方が様々な立場と視点で積極的に活用することで、より幅広い振興と成長につなげることが必要です。

(3) 基本理念

常総市が目指す姿の一つである、「文化芸術の香りあふれるまち」の実現のためには、まち全体が関わる文化芸術の振興であることが大切です。そのためには、地域によって異なる文化芸術を、それぞれが理解し、活かし、共有することが必要であり、年代を越えたつながりを持ち、それぞれの良さを活かす意識をもつことも重要です。それは、もう一つの目指すべき姿である「全ての市民が心豊かに暮らせるまち」の実現にも関係しています。全ての市民が文化芸術を享受するためには、地域や生活形態、そして年齢に関わらず参加できることが大切であり、そのための多様な機会及び仕組み作りが必要となるためです。また、心豊かに暮らすためには、関心や参加に結び付けるための情報提供の展開が必要であり、興味関心を育てるために、身近に触れられる機会作りも大切となります。

以上のことから、第一に、身近な文化芸術について学び、見直す機会の創出と様々な年代が手を取り、それぞれの良さを活かすことで文化芸術の「共有発展を図る」こと。第二に、全ての市民を対象とした多様な取り組みの推進と、伝統的なものから新しいものまで受け入れる「柔軟な発展を図る」こと。第三に、文化芸術を身近なものとし、希望すれば参加及び継続できる「環境の整備を図る」こと。この三点を、目指すべき姿に基づいた、常総市文化芸術振興の基本理念とし、以降の課題への取り組み及び施策考案の基本的な考え方とします。

第2章 アンケート調査結果にみる課題

常総市文化芸術審議会では、市民のニーズ等の実状を把握し、課題を明確にするため、市民アンケートを実施しました。その結果、現在の常総市は「文化的なまち」ではないとする方が多く、多くの課題があることがわかります。「文化的なまち」と感じる点と感じられない点では共通する項目が多く、年代による差異もみられます。効果的な広報の検討及び年齢等の対象を意識した取り組み、そして、不満の多かった施設環境についてはより実状にあわせた改善と充実を行うことが必要です。また、文化芸術活動は重要だと思う方が半数以上であるのに対し、鑑賞活動を含め文化芸術活動を現在行っているという方は少なく、活動をはじめ、また続けるためにも多くの課題があることがわかります。

そのため、常総市が文化芸術を推進する上で、情報の取得についての問題及び施設についての問題、そして機会提供に関する問題を大きな課題として捉え、重点的に取り組むべきものと考えます。

情報の取得は、文化芸術を始める上でも、続ける上でもかかせないものです。しかし、情報の質や量についての認識には、各人によって大きな差があり、「容易に調べられる状態」を十分に情報が得られる状態とする方もいれば、「調べずとも情報が手に入る状態」でなければ、十分でないとする方もいます。アンケートの結果をみると、市の広報紙や店頭のポスターやチラシ等を中心に情報を得ている方が多い状況ですが、見難い、目を引かないといった意見も多く、見直し及び改善が必要であると考えます。

特に常総市の人口割合では、情報弱者といわれる高齢者が多いことから、目指すべき状態は「調べずとも情報が手に入る状態」であり、インターネットを使えなくても情報が取得できるような配慮が必要でしょう。その一方で、文化芸術は重要ではない、興味がない、とする回答は若年層に高い傾向があり、より興味関心を引くような、アプローチ方法の考案も大切です。

また、文化芸術活動を行っている個人や団体が情報を発信するにしても、統一された方法等がなく、特定の地域や団体を対象としたものになってしまっています。アンケートでも「知っている人だけが知っている」「終わってから知る」という意見があることからみられます。今後は、全ての方が平等に情報を取得でき、より興味関心を得られるような情報の発信方法の確立が必要と考えられます。

次に施設に関する問題では、活動する方及び鑑賞する方等、それぞれ設備や規模等で望む環境が異なります。特に常総市では、震災の影響で市民会館が無くなったこともあり、旧水海道市域では大型のホールを希望する方が多い状況です。一方で、旧石下町域では図書館の整備を希望される方が多い状況にあります。施設を整備する際には、各地域の現在のニーズを把握し、特性にあわせた環境整備が大切になるでしょう。また、実際に活動する点から見ると、様々な文化芸術活動に対応できる施設が必要となりますが、全ての希望を同時に叶える施設を新規に建設することは難しく、内容としても中途半端になってしまいます。現在ある施設の有効活用を考えた整備を進めるとともに、常総市全体を活用する視野が必要であると考えます。そのためには、交通の利便性についても考慮する必要があるでしょう。アンケートにみる施設に関する不満において、「駐車場が狭い」ということがあることや、活動しない理由に、「移動手段がなく行くことができない」といった意見

もみられることから検討が必要な課題であると考えます。

また、施設の設置状況に関して、「わからない」といった意見や無回答が多く見受けられることから、施設に関する情報が不足している状況が考えられます。施設の所在地や設備情報及び申請状況等の情報提供方法についても検討が必要なようです。

機会提供に関しては、時間や距離を理由に文化芸術活動を行えなかった、とする方が多いことや、今後の取り組みとして希望する方が多いことから、重要な課題であることがわかります。特に子どもたちへの体験等を含めた機会提供の希望が多く、文化芸術への興味関心を育てる点からも検討が必要な事項でしょう。しかし、幼少期での活動参加や鑑賞については、周囲の大人が関心をもっていることが重要であり、大人が興味を持っていない場合や、家庭の事情等で参加が難しい場合等、子どもたちの機会に格差が生じる可能性が高くあります。そのため、大人も子どもも興味関心をもつような取り組みを考えるとともに、親子連れや家族での参加への配慮、及び地域や団体との連携等による機会の多様化を図ることが必要です。

また、知人の紹介を始めるきっかけとする方が多く、より生活に密着した機会や環境の整備とともに、「身近」で「手軽」に文化芸術に親しめる環境や機会作りが必要なようです。身近な文化芸術については、アンケートの意見の中で「祭り等の活用」についてふれる方もいました。常総市に根付いた祭り等の催事や歴史、自然環境等を活かし、文化芸術を積極的に取り込むことは、文化芸術に興味関心の薄い方や、あまり触れる機会がなかった方等、すべての市民の文化芸術振興につながられるものであり、積極的に考慮すべきものであると考えます。

【アンケート概要】 * 詳細については、参考資料「市民アンケート結果について」を参照のこと。

無作為の18歳から80歳までの常総市民1,500人を対象に、郵送にて配布。

454通の回答をいただいた。(回答率 約30.3%)

* 以下割合に関しては、小数点以下四捨五入表記

男女比	199人		251人			
	男性	44%	女性	55%		
年代比	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
	11%	13%	13%	19%	24%	20%

第3章 施策

(1) 基本方針

課題やその他の現状と課題について、基本理念に基づき、より実体性のある施策を考える上での各基本方針を以下の通りとします。

市は、①伝統的なものから新しいものまで、偏ることなく様々な機会を提供するよう努めること
②積極的に情報を収集及び蓄積し、広く市民に提供するよう努めること
③様々な文化芸術活動に耐えうるよう、また、効率的な施設環境の整備に努めること

市民は、④文化芸術への希望やアイデアを提供し、より良い文化芸術振興への協力に努めること
⑤自身の活動及び知り得た文化芸術情報を積極的に発信するよう努めること
⑥各種文化芸術の体験教室や、展覧会等の鑑賞に積極的に参加するよう努めること

民間団体は、⑦積極的な情報発信を行い、広くその活動を知らしめるよう努めること
⑧様々な機会での次世代への継承に努めること
⑨体験教室の開催等、積極的な機会や交流の創出に努めること

また、すべての市民が文化芸術活動を楽しむ環境の整備を進めるためには、市と市民と民間団体が一体となった取り組みが必要です。文化芸術に関わる全ての人及び団体は、⑩積極的な交流に努め、相互に協力し、より発展的な文化芸術活動を目指すこと、を最後に加えます。

(2) 施策

基本方針をふまえ、答申する常総市の目指すべき姿を実現するための具体的な施策については、市民アンケートで多くの課題がみられた「施設環境の整備について」「情報について」「機会の提供について」を中心とし、その他に市に期待する役割を加えたものとします。

【施設環境の整備について】

施設に関しては、文化芸術活動を実施する上で、また鑑賞や参加をする上で、活動の基盤となるものであり、様々な場としての役割が期待されます。施設環境整備に関する施策としては、各種文化芸術活動施設の充実について、施設間の連携強化について、既存施設の有効活用について、交通の利便性についての四つとします。

第一に、各種文化芸術施設の充実についてとし、地域ごとに異なるニーズを把握し、様々な団体

や活動を見越した計画的な修繕及び改修を実施することにより、各施設の規模や特性に応じた活用と、多様化し続けるニーズに応えられるよう図るとともに、高齢者や障害者等に配慮した施設作りに努めること。また、様々な文化芸術において発表の場及び鑑賞の場として活用できるよう、展示可能施設及び展示用設備の見直しを行い、専門的な展示に対応できるよう整備を進めるよう図ることを希望します。その際には、市内で活動する様々な文化芸術の分野において、普段の活動成果を発表する場として活用できるよう考慮することを期待するものです。

また現在、市内施設の貸出に関しては、いまだ申請方法及び管理規則等に統一性がない状況のため、各施設で確認する必要があるため、利用者にとって分かり難く、活発な利活用の妨げとなっています。システム面また管理面においても、一つの市として、さらなる整備を図ることを希望します。

第二に、施設間の連携強化については、市内にある施設間での連携を密にし、各施設でのイベントや使用可能設備等の情報に関する共有や、より適した活動場所の紹介等により、円滑な利活用や鑑賞につなげられるよう図るとともに、システム面での共有に関する整備を進め、利用申請を容易にするとともに、イベントや団体活動状況等の検索を可能とすることで、市内を一体と捉えた施設整備の実施を図ること。また、現在の市内施設にて実施が難しい専門性が高いものや、大規模な催事については、他市町村と連携した開催を視野にいれ、移動手段の支援等により実現できるよう図ることを希望します。

第三に、既存施設の有効活用については、市内にある地域交流センターやあすなるの里等の施設の有効活用を図り、展示や発表の場、宿泊型活動施設としての利活用ができるよう整備を進めるとともに、統一的な広報活動を実施することで、より多くの方に文化芸術施設として周知し、活用してもらうよう図ること。また、身近にある公民館や集会所等の市有施設及び公園等の設備を見直し、活用方法を探るとともに、市民の意見を受付、団体の特性にあった活用方法がとれるよう整備や提案を行い、様々な文化芸術の場として施設活用の幅を広げるよう努めることを希望します。

第四に、交通の利便性については、施設を利用する上での交通手段による制約を緩和し、南北に長い常総市域全体の施設を活用できるように図ること。日常の活動を行う公民館等では駐車場が狭い場所も多く、また鑑賞する施設が遠いこと等により参加が難しい方が少なくありません。各施設の規模にあった駐車場の整備を進めるとともに、イベント開催時には、臨時バスの運行等の取り組みや、近隣施設の駐車場の解放、距離のある駐車場からの周回バスを出す等、すべての市民が距離等に制約されずに文化芸術活動を行えるよう配慮することを希望します。

【情報について】

情報に関しては、文化芸術の活動をする上で、また興味をもってもらい上でも重要なものですが、情報の取得状況は個人差が大きく、情報弱者とも言われる高齢者や興味関心が薄い方等、様々な方を意識した取り組みが必要になります。文化芸術関連情報の強化に関する施策としては、多くの方が情報源としている公報及び広報の充実について、また、団体活動状況の提供及び広報について、補助金制度の積極的な情報提供についての三つとします。

第一に、公報及び広報の充実については、多くの方が情報源としている公報や市のホームページ、各種イベントポスター等について、視覚効果や情報量を意識した広報を図り、希望する方が容易に入手できるよう公共施設等で積極的に設置するとともに、提供情報の多様化を図ることを希望します。また、文化芸術施設や貸出可能備品等の情報についても、ホームページで容易に確認できるよ

う整備することや、その情報を公共施設で閲覧できるようにする等、様々な情報取得方法を図り、全ての方が情報を取得できる環境の整備を希望します。

第二に、団体活動状況の提供及び広報については、団体の基本情報や活動状況等を集積し、文化芸術活動を希望する方や他団体との連携を希望する団体に情報提供できるようにするとともに、活動内容を広報することを通して、文化芸術に関する情報を発信し、興味関心をもってもらえるよう図ること。また、各種企画に関する意見や要望を受付、団体に提供し、今後の活動に役立てられるよう取り計らわれることを希望します。

第三に、補助金制度の積極的な情報提供については、資金的な問題はほぼすべての団体に関係することであり、継続的な活動を考える際には、避けて通ることができないものです。しかし、補助金等の情報を各人及び各団体が収集するには限界があり、効率的ではなく、また申請書類の作成や手続きは難しいものが少なくありません。市には、補助金制度において、国や県、他の文化芸術振興団体等の補助金情報を集積し、各団体や一般活動者に提供するとともに、希望があった際には、申請の手続きの相談を受付、支援を行うことを希望します。

【機会の提供について】

市民からの希望や不満が多かった、各種機会の提供についての施策としては、公演の開催やイベントの招致、発表の場の提供や提案及び支援、教室や講座の積極的な開催、子供や青少年が参加できる事業の充実の四つとします。

第一に、公演の開催やイベントの招致については、子どもたちや初めての方にも親しみやすい企画及び新しい文化芸術や体験型の企画、その他伝統的な文化芸術から交流型の企画等、様々な公演やイベントを開催もしくは招致し、身近で気軽に触れられる機会を作るよう図ること。また、希望する学校や病院、介護施設等への出張型鑑賞への文化芸術団体の紹介等を図ると共に、市民の立場に立ったフォロー体制をとり、親子連れや高齢者、障害者等に配慮した環境整備を行うことで、希望するすべての人に鑑賞や体験の機会の提供を図ることを希望します。

また、各大学等との連携を視野にいれ、文化芸術関連の学生による活動を積極的に奨励し、もって文化芸術の振興につなげられるよう図るとともに、新しい視点を取り入れるよう努めることを希望します。その際には、学生と他の活動者及び市民、特に青少年との交流を推奨し、互いの文化芸術の意識高揚を図ることを期待するものです。市においては、その活動に掛かる費用について助成もしくは、基金設立等により、かかる負担を軽くし、より多くの方が参加できるよう図ることを期待します。

第二に、発表の場の提供や提案及び支援については、既存の施設の整備の他に、オープンスペース(公共空間)や空き店舗、空き教室等を活用した文化芸術活動の場の提案や仲介、仕組みの確立を図ること。また市内でのふるさと祭りや水海道祇園祭及び石下祇園祭り、将門祭り等、様々な催事において、文化芸術団体の発表の場を設けるとともに、個人や団体にかかわらず、参加できるよう広く呼びかけ、発表の場として活用してもらうよう図ることを希望します。

第三に、教室や講座の積極的な開催については、文化芸術団体と積極的に連携することで、教室や講座のバリエーションを増やし、様々な文化芸術を気軽に体験できるようにするとともに、受講者のその後の活動につなげられるよう図ること。また、開講の際には生活形態にかかわらず参加できるよう、時間や曜日を多様化させるよう配慮し、各所の身近な施設での開講等を図ることを希望

します。

第四に、子供や青少年が参加できる事業の充実についてとして、子どもたちが文化芸術を体験できる事業を増やし、興味関心を育てると共に、文化芸術活動をする方々との交流の機会を提供すること。また、子ども連れや親子連れ、青少年に対応した内容の文化芸術事業の実施や、短時間でできるものから長期に亘り実施するもの等、内容についても多様化を図り、身近な文化芸術に親しみ学ぶ機会のさらなる提供を希望します。

【その他市に期待する役割】

最後に、前述のものに含まれない課題に対して、また、他の施策を実施する上で必要となる施策についてとして、文化ボランティアの育成、他の市町村や文化芸術団体及び市民間の交流の促進、新規文化活動の支援、文化資源を活かした地域経済と文化芸術の活性化、歴史文化遺産及び自然文化遺産の保護と活用の五つとします。

第一に、文化ボランティアの育成については、文化芸術に関する催事に参加する方や開催団体の支援を行うボランティアの登録及び育成制度の構築を図ること。文化芸術団体の構成員が減少傾向にある近年では、大規模な催事の開催は難しく、高齢者や障害者、親子連れ等様々な希望をもった参加者のフォローには、なかなか手が回らないのが現状です。より多くの方に文化芸術に関わっていただくため、また団体が活動を続けていくための役割を担う存在として希望します。また、文化ボランティアには、文化芸術経験者の枠を加え、文化芸術団体及び各活動者のアドバイザーとしての役割も期待するところです。

第二に、他の市町村や文化芸術団体及び市民間の交流の促進については、各団体や個人ではなかなか交流の機会を作ることが難しく、市が意見交換や共同開催等の交流の場を積極的に計画し、相互の活発な活動へとつなげること。また、催事等で文化芸術を発信する機会がある際には、市内の身近な施設での実施や体験等を通し、市民や他市町村の人達にも積極的に参加してもらえよう図ることにより、交流が生まれるよう図ることを希望します。

第三に、新規文化芸術活動の支援については、新しく文化芸術に関する活動を始める方や団体が、スムーズに活動を始められ、また継続できるように、市の文化協会等の団体への登録方法や広報方法等の例を収集または用意し、その利便を図ること。また、文化芸術を始める際や、継続する際に掛かる費用について、市や団体より支援を行う体制の整備を図ることを希望します。

その際には、本計画で想定する団体や活動以外での取り組みについても尊重し、活動団体や既存団体との連携についての可能性を探る等、新しい文化芸術について考慮し、その振興にも取り組むことを期待するところです。

第四に、文化資源を活かした地域経済と文化芸術の活性化については、文化芸術を常総市の資源と捉え、特色を活かし積極的に活用を図ることで、文化芸術の一層の理解と浸透を促すこととし、催事を実施する際には積極的に取り入れることで、文化芸術活動者から普段文化芸術に親しんでいない市民まで、市内の文化芸術を見直す機会を作り、身近な文化芸術としての再認識と浸透を図ること。また、文化芸術の活性化が地域経済の活性化につながることで、地域の企業に積極的に働きかけ、常総市全体での活性化につなげられるよう図ることを希望します。

第五に、歴史文化遺産及び自然文化遺産の保護と活用についてとして、常総市の各地域に残る歴史遺産や文化遺産及び自然文化遺産の保存及び調査を行い、様々な面で活用できるよう積極的に取

り組むことを希望します。各地域の歴史や自然は、地域の文化芸術の成り立ちにもかかわる大切な遺産であることを認識し、積極的な関わりを創造することで、文化芸術を行う豊かな心の育成を図り、もってその保存に努め、長く将来にわたって伝えてゆくことを期待するものです。

參考資料

常総市は、市域のほぼ中央に一級河川の鬼怒川が、市域の東には小貝川、西には飯沼川が流れ、東部の低地部は広大な水田地帯となっており、西部の丘陵地には畑地や平地林が広がっています。かつては、これらの豊かな穀倉地帯を背景に鬼怒川の水運による水上交通路の要衝として常総地方の文化や経済の中心的な役割を果たしてきました。また、この豊かな自然環境は、心を豊かにするさまざまな文化活動を育み、地域に根ざした独自の文化芸術を形成してきました。

私たちは、この長い歴史の中で培われてきた多くの文化財産や伝統を受け継ぎ、より豊かなものにして次の世代に引き継いでいかなければなりません。

文化芸術は、豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与えるなど重要な要素の一つです。

私たちは、先人から受け継いだこの貴重な文化財産や自然を大切にしながら、市民一人ひとりが文化芸術を享受し、創造し、かつ発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指し、ここに常総市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)第4条の規定に基づき、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動を行う者(当該活動を行う団体を含む。以下同じ。)の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条各項に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関し、国、他の地方公共団体等との連携を図るとともに、市民、民間団体、事業者等との連携に努めるものとする。

3 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、自主的かつ創造的な文化芸術に関する活動を行うことによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、文化芸術に関する活動について相互に理解し、尊重し合うように努めるものとする。

(民間団体等の役割)

第5条 民間団体及び事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として自主的に文化芸術に関する活動を行うとともに、市民の文化芸術に関する活動を支援することによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、第3条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の保存、継承及び活用に関すること。

(2) 文化芸術に関する活動を行う者の育成及び活用に関すること。

(3) 市民が文化芸術に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供に関すること。

(4) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。

(5) 前各号のほか文化芸術の振興に関し必要な事項

3 基本計画は、次条の常総市文化芸術審議会の意見を聴いて定めなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更(軽微なものを除く。)について準用する。

(審議会の設置)

第7条 市の文化芸術の振興を図るため、常総市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事項)

第8条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、文化芸術の振興に関し、市長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第10条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 文化芸術に関する活動を行う者

(3) 民間団体又は事業者の代表者

(4) 学識経験を有する者

(5) 前各号のほか市長が特に認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、公開する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市文化芸術振興条例(平成24年常総市条例第14号)第12条の規定に基づき、常総市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が欠けているときは、教育委員会教育長が招集し、会長又は副会長が選任されるまでの間その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(答申等)

第4条 会長は、市長又は教育委員会から文化芸術の振興に関する諮問を受けたときは、審議会における審議の結果を取りまとめ、答申しなければならない。

2 会長は、文化芸術の振興に関する審議会の意見を取りまとめたときは、市長又は教育委員会に建議するものとする。

(分科会)

第5条 審議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

(分科会長)

第6条 分科会に分科会長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(分科会の会議)

第7条 分科会の会議は、分科会長が招集し、その議長となる。ただし、分科会長が欠けているときは、分科会に属する委員のうち会長が指名する者が招集し、分科会長が選任されるまでの間その議長となる。

2 第3条(第1項を除く。)の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条第4項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(会長の公印)

第8条 会長の公印は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の公印の管守者は、教育委員会生涯学習課長とし、当該公印の使用、管理等に関し必要な事項は、常総市教育委員会公印規則(平成6年水海道市教育委員会規則第2号)に定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(常総市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

2 常総市教育委員会事務局組織規則(昭和50年水海道市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成26年教委規則第3号)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

別表(第8条関係)



常総市文化芸術審議会委員名簿

任期 H25. 10. 4～H27. 10. 3 (第1回審議会開催日～2年間)

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	坂本 唯市	社団法人 新極美術協会	
副会長	増田 美久	常総市文化協会	
	石塚 安一郎	節のふるさと文化づくり協議会	
	橋本 武夫	常総市 民謡団体	
	軽部 都美子	常総市 舞踊団体	
	藤中 清永	国際文化交流舞踊集団	
	稲石 高志	常総市商工会青年部	
	齊藤 泰嘉	国立大学 筑波大学	
	中山 治	常総市文化財保護審議会	
	堀越 吉男	常総市社会教育委員会	
	松田 澄代		一般公募
	渡辺 昌江		一般公募

常総市民アンケートの結果より、市民の意識やニーズ等の実状を把握し、課題を明確にすることによって、より常総市にあった振興計画の策定に役立ててほしいと思う。

【常総市民アンケートの概要】

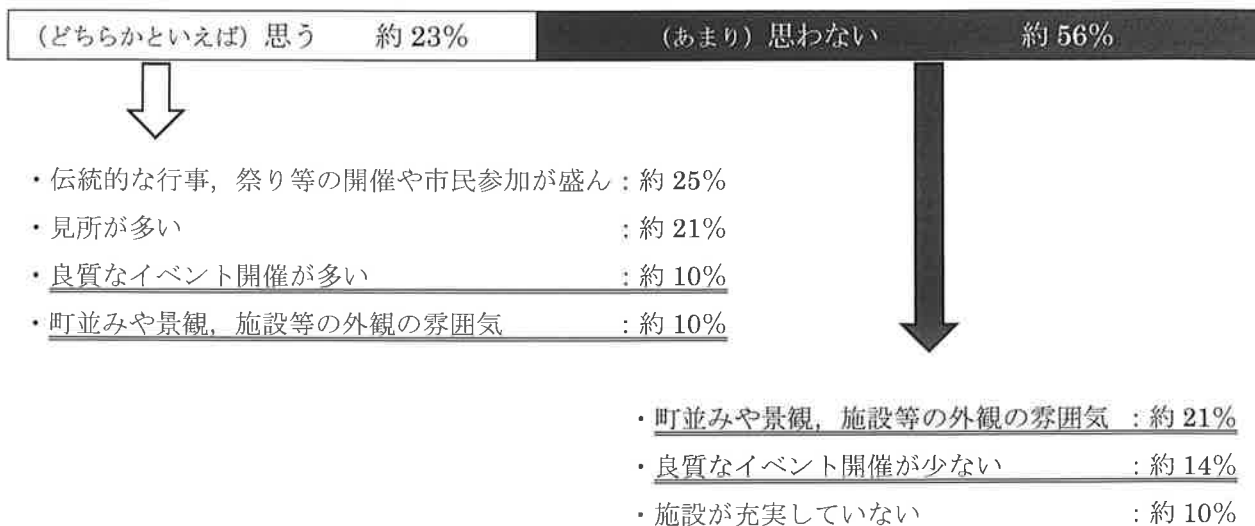
無作為の18歳から80歳までの常総市民1,500人を対象に、郵送にて配布。

454通の回答をいただいた。(回答率 約30.3%)

*以下割合に関しては、小数点以下四捨五入表記

男女比	男性	199人		女性	251人	
		44%			55%	
年代比	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
	11%	13%	13%	19%	24%	20%

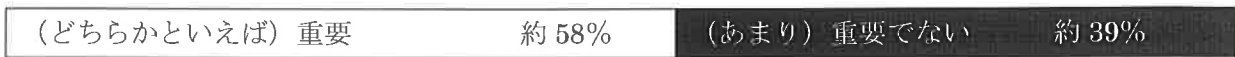
問：現在の常総市について「文化的なまち」だと思いますか？



○ 文化的なまちと感ずるポイントと、感じられないポイントに共通する項目が多く、年代による差異もみられる。魅力的なイベントの開催や雰囲気づくりとともに、より効果的な広報の検討と、対象を意識した取り組みを行う必要があるようです。

○ 施設に関しては、文化的なまちと感ずるポイントが低く、より使用実状にあった改善の取り組みが必要とされています。

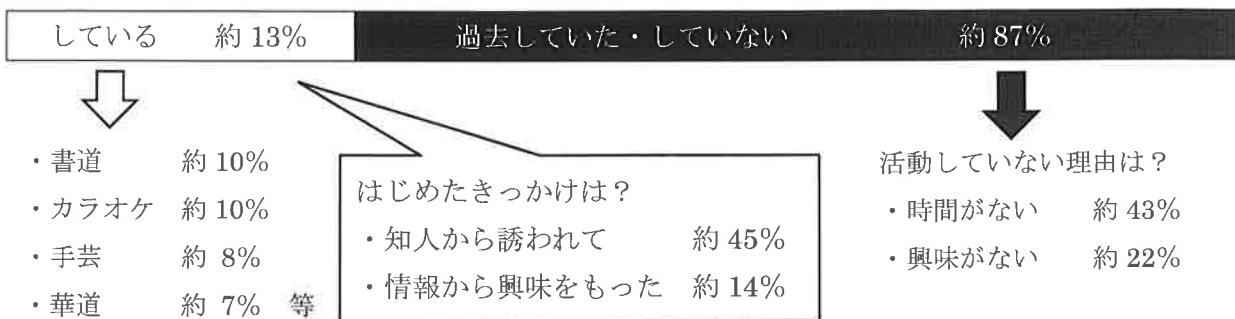
問：文化芸術活動は、あなたにとって重要ですか？



○多くの年代で「重要・どちらかといえば重要」の割合が、「重要でない・あまり重要でない」を上回っているのに対し、18歳～29歳では「重要でない」の割合が高くなっており、学校や地域との連携を視野にいたした興味促進のための取り組みが必要と思われます。

問：現在の文化芸術との関わりについて

現在活動を・・・



過去1年間で鑑賞活動を・・・



○文化芸術は重要だと思うが、時間を理由に活動や鑑賞を行っていない方が多く、また知人や家族親族の影響で始める方が多いことから、より身近で手軽にできるとともに、親しみやすい環境作りが必要なようです。

○18歳～29歳では、「興味がない」といった意見も多くみられ、幼少期から親しめるような機会や、多種多様な文化芸術に触れられる機会の提供が必要と思われます。